

EU の「反威圧手段」：その機能と特性

久野 新

The EU's "Anti-Coercion Instrument": Its Functions and Characteristics

Arata KUNO

はしがき

近年、政策的な譲歩を引き出すために特定の国に対して経済的な痛み（コスト）を課す、または課すと脅す「経済的威圧（economic coercion）」の問題への関心が国際的に高まっている¹。たとえば2023年5月に開催された広島G7サミットの首脳声明では、『世界は、経済的脆弱性及び経済的依存関係を悪用し、G7メンバーや世界中のパートナーの外交政策及び国内政策並びにその立場を損なうことを企図する経済的威圧の事案の憂慮すべき増加に直面している』との懸念が表明され、経済的威圧に対する抑止と対応を強化するための「調整プラットフォーム」を立ち上げることが表明された²。日本では同年10月27日、与党自民党が経済的威圧に対応するための提言を取りまとめ、平時において、及び日本や第三国が実際に威圧を受けた際に実施すべき各種施策の方針が示された³。

こうしたなか、欧州では、EU加盟国に対する経済的威圧に対応する法的枠組みを提供する「反威圧手段（Anti-Coercion Instrument：ACI）規則案（2023/2675）」が欧州議会において10月3日に圧倒的多数で可決され^{4,5}、同年12月27日から施行されている⁶。ACIは、欧州委員会が2023年6月に発表した「欧州経済安全保障戦略」を実現するひとつの手段としても位置づけられ

ている⁷。同規則の一義的な目的は、EUまたは加盟国に対する第三国の経済的威圧を「抑止」することであるが、経済的威圧が存在するとの決定がなされた場合、一定の条件のもと、EU加盟27カ国が集団として威圧を停止させるための各種対応措置（response measures）を発動すること、および必要な場合には当該第三国に損害賠償を請求することが法的に可能となった。

こうした意味において、ACIは経済的威圧に対応するための世界初の集団的自衛メカニズムと捉えることも可能であり、その制度的特性について概観しておく意義があると思われる。そこで本稿では、EUにおけるACIの重要規定を整理し、経済的威圧の抑止・対応手段としての同制度の特性について整理を行う。

第1節 反威圧手段の基本的な考え方

ACIの前文では、同規則導入にあたっての基本的な考え方や方針が示されている。以下では重要な点のみ抽

¹ ここでの経済的威圧の定義はMcLean（2021）による。また、たとえば中国による経済的威圧の事例については久野（2023）を参照のこと。

² 外務省（2023）「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明（2023年5月20日）」（<https://www.mofa.go.jp/files/100506816.pdf>）。

³ 自由民主党政務調査会経済安全保障推進本部（2023）「経済的威圧など経済安全保障上の重要政策に関する提言（2023年10月27日）」（https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/206976_2.pdf）。

⁴ 賛成578、反対24、棄権19票で可決された。European Parliament（2023）“MEPs adopt new trade tool to defend EU from economic blackmail（Press Release, 3 October 2023）”（<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230929IPR06122/meps-adopt-new-trade-tool-to-defend-eu-from-economic-blackmail>）。

⁵ ACI規則の正式名称は「第三国による経済的威圧からの欧州連合及び欧州連合加盟国の保護に関する規則規則」である。条文はEuropean Union（2023）を参照のこと。

⁶ European Commission（2023）“New tool to enable EU to withstand economic coercion enters into force（Press Release, 27 December 2023）”（https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_6804）。

⁷ 同上。

出しながらその概要を整理する。

1. 共通外交安全保障政策としての ACI

欧州連合条約（EU 条約）第 21 条 2 項は、「国際関係のあらゆる分野」において共通の政策及び行動を定め、採用することが要求されていることから、域外第三国による経済的威圧への対応も EU の共通外交安全保障政策の対象となる（パラ 4）。また特定加盟国に対する経済的威圧であっても、その影響は EU 域内市場および EU 全体に及ぶ可能性があること、及び関税同盟である EU の共通通商政策（common commercial policy）の枠組みのなかで、一部加盟国のみが威圧に対する対応措置（例えば関税引上げ）を単独で採用することは制度的に困難であることから、威圧に対しては EU 全体として対応する必要があるとの認識が示されている（パラ 10）。

2. 適用範囲

本規則における「経済的威圧」とは、第三国が、EU 又は加盟国に対して特定行為を停止、修正、若しくは採用することを阻止する、又は強要するために貿易投資に影響を及ぼす措置を採用すること、若しくは採用する恐れがあり、それによって EU 又は加盟国の「正当な主権的選択を妨害すること」と定義される。貿易投資に影響を及ぼす措置とは、第三国の国内で実施され、影響が生ずる措置に限定されず、当該第三国の影響下にある EU 域内の機関や団体等を通じて実施され、EU 域内の経済活動に悪影響を及ぼす措置も含まれる（パラ 7）。

ACI が対象とする「第三国」は、いわゆる国家に限定されず、たとえば香港のような関税地域も含まれる（同上）。また国家責任条文草案⁸の規定を引用しつつ、第三国の行為には、国家機関の行為のみならず、政府権限を行使する個人や構成体の行為（草案第 5 条）、他国により国家裁量と推定される機関の行為（同第 6 条）、及び国家により指揮又は統制される個人や集団の行為（同第 8 条）なども含まれる（パラ 16）。

3. 国際法との整合性

当規則を実施するにあたり、EU は国際慣習法を含む国際法（含む WTO 協定）を遵守すること、及び適切な場合には WTO の紛争解決制度を利用することの重要性を確認している（パラ 12）。一方、経済的威圧はそれ自

体が国際違法行為であるとの前提に立脚しつつ、当該違法行為によって損害を被った場合、一定の条件のもと、EU が違法行為を停止させるための対抗措置（国際義務の不履行となる措置を含む）をとることは国際慣習法上も容認されるとの立場が表明されている（パラ 13）。

より具体的には、国際関係は「主権平等及び不干渉の原則」によって処理されるべきであり、「いかなる国も、他国の主権的権利の行使を自国に従属させ又は他国から何らかの利益を得る目的で他国を強制するために、経済的、政治的その他いかなる形の措置も使用してはならず、またその使用を奨励してはならない」とする国連の友好関係原則宣言⁹、及び国際違法行為に対して被害国が対抗措置をとることを認めた国家責任条文草案を引用し、いずれの規定も国際慣習法を反映したものであり、第三国と EU 及び加盟国との関係を「拘束する」との認識が示されている（パラ 5）。

また国家責任条文草案は、均衡性原則（草案第 51 条）や事前通告（同第 52 条）などの条件を満たすことにより、被害国が国際義務に違反するような態様で対抗措置を発動する権利を認めていることから（同第 22 条）、EU は国際義務に整合的な対応措置のみならず、必要に応じて、整合的でない対応措置を採用することもできるとの認識が示されている（パラ 13）。

4. 損害賠償請求

国家責任条文草案では、責任ある国家の国際違法行為により損害が生じた場合の賠償義務を定めていることから（第 31 条）、威圧により EU が損害を被った際、適切な場合には損害賠償を第三国に請求すべきであり、また適切かつ可能な場合には損失を被った事業者に補償を行うよう検討することができる（パラ 14）。

5. 対応措置発動に至るまでの手続き

威圧行為が疑われる場合であっても、ただちに第三国に対して対応措置を採用できるわけではない。まずは事実関係を調査し、経済的威圧の有無を決定したうえで、可能な場合には威圧国との協議や協力を通じて解決策を模索することが優先される（パラ 11）。交渉や第三者による仲介や調停によっても威圧が迅速に停止されず、損害も賠償されず、国際法上必要であり、かつそうすることが EU の利益になる場合にのみ、対応措置を課すことが望ましい（パラ 22）。対応措置をとる際には均衡性原

⁸ 「国際違法行為に対する国家責任」（2001 年国連国際法委員会採択、国連総会決議第 56 会議報告）。

⁹ 「国際連合憲章に従った国家間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」（1970 年 10 月 24 日国連総会決議 2625（XXV））。

則を尊重し、EU が被った損害を超える損害を与えてはならず、かつ EU 自身の措置が域内に与える悪影響を回避又は最小化する必要がある（パラ 11）。

上述の「EU の利益」には、川上・川下産業および最終消費者の双方の利益が含まれる（パラ 23）。これら経済主体に悪影響を及ぼさない態様で対応措置を実施するためにも、威圧を行った第三国全体に対する措置のみならず、第三国の特定の産業、地域、事業者、及び第三国政府と関連のある法人や自然人に限定した措置も採用できる（パラ 24）。

6. 調査・決定・実施権限

第三国の措置が経済的威圧に該当するか否かの調査は欧州委員会（以下「委員会」）が実施する一方（パラ 17）、威圧の存在に関する決定及び損害賠償請求の是非に関する決定は欧州理事会に委ねられる（パラ 18）。他方、ひとたび威圧の存在が決定された際には、委員会が対応措置の具体的な内容について決定し、実施する（パラ 33）。委員会は対応措置の採用後も経済的威圧の状況、並びに対応措置の有効性及び影響を継続的に評価し、必要に応じて対応措置を修正、一時停止、又は終了するための規則と手続きも定める（パラ 28）。

第 2 節 ACI の主要規定

以下では ACI の主要条文の規定内容を整理する。あくまでも重要な規定のみを抜粋したものであり、逐条解説ではないことに留意されたい。

1. 目的と適用範囲

当規則は第三国による経済的威圧から EU 及びその加盟国の利益を保護するための規則及び手続きを定めるものであり（第 1 条 1 項）、その目的は経済的威圧を抑止し、又は停止を獲得することである（同 2 項）。当規則に基づくいかなる行動も国際法に整合的であり、EU の対外行動の原則及び目的に即して実施されなければならない（同 3 項）。

2. 経済的威圧

当規則において経済的威圧とは、第三国が、EU 又は加盟国に対して特定行為を停止、修正、又は採用することを阻止する、又は強要するために貿易投資に影響を及ぼす措置を採用し、又は採用すると脅すことにより、EU 又は加盟国の「正当な主権的選択を妨害すること」と定義される（第 2 条 1 項）。

この条件を満たすか否かの決定を下す際には、(a) EU との貿易投資への影響及び威圧により EU 若しくは加盟国に対してかかる圧力を含む、当該第三国措置の強度 (intensity)、深刻さ (severity)、頻度 (frequency)、期間 (duration)、広がり (breadth)、及び大きさ (magnitude)、(b) 第三国が EU、加盟国、若しくは他の第三国による特定行為を阻止若しくは強要するために一貫した干渉を行っているか否か、(c) 第三国措置が EU 若しくは加盟国の主権を侵害する程度、(d) 第三国の行動が国際的に認められた正当な関心に基づいているか否か、又は (e) 第三国措置を発動又は適用する前に、当該第三国が、誠意をもって、二国間若しくは国際的な場で協調や裁定 (adjudication) を通じた問題解決に向けた試みを行ったか否かどうか等を考慮する（同 2 項）。

3. 定義

当規則における「第三国措置 (third-country measure)」とは、国際法上第三国に帰せられる作為又は不作為のことである（第 3 条 1 項）。「特定行為 (particular act)」とは、EU 若しくは加盟国又は第三国の機関、団体、官庁等が行う、立場の表明を含む法的又はその他行為をいう（同 2 項）。また「EU に対する損害」とは、経済的威圧によって EU 又は加盟国（含む事業者）に生ずる、経済的損害を含む悪影響をいう（同 3 項）。更に「第三国」とは、EU 域外の国のみならず関税地域等も含む（同 4 項）。

4. 第三国措置の調査

委員会は、自らの決定又は「正当な根拠に基づく要請」により、第三国措置が第 2 条 1 項の条件を満たしているか調査することができ（第 4 条 1 項）、調査は裏付けのある情報に基づき、機密情報や情報提供者の個人情報の保護に留意しつつ、通常 4 ヶ月以内に行う（同 2 項）。また委員会は、威圧に関する情報を安全に提供するためのツールを提供しなければならない（同上）。

委員会は、調査の開始や進展について適時に加盟国に通知し（同 3 項）、必要な場合には、第三国措置が加盟国に与える影響に関する情報を収集しなければならない。委員会は官報などに通知を掲載し、利害関係者に情報提供を求めることもできるが、通知を掲載した場合、調査が開始された事実を当該第三国にも通報しなければならない（同 4 項）。

5. 第三国措置に関する決定

第 4 条に基づく調査の結果、当該第三国措置が威圧に

該当するとの結論に至った場合、委員会は第三国措置が第2条1の条件を満たすと決定した理由、及びEU対応措置の発動条件を満たしているか否かを評価するまでの目安の期間（通常は6ヶ月以内）を定めた実施規則案（implementing act）を欧州理事会に提出する（第5条1項）。

委員会は、適切な場合には、EUに対する損害賠償を第三国に要請することを決定するよう提案しなければならない。損害賠償を要請すべきか否かの評価は、生じた損害の性質及び程度、並びに国際慣習法上の一般的な義務に基づく（同2項）。

実施規則案の提出に先立ち、有用な場合には、委員会は当該第三国に対して意見を提出するよう求めるものとし（同3項）、第4条の規定に基づく調査結果を欧州議会にも報告する（同4項）。

欧州理事会は、第1項及び第2項の実施規則案を特定多数決（qualified majority）により採択する。また理事会は同規則案を修正することもできる（同5項）。理事会は規則案を迅速に採択しなければならず、通常、規則案の提出から通常8週間以内に採択する。実施権を行使するにあたり、理事会は、第三国の行為が経済的威圧の決定にかかる要件をどのように満たしているか等につき説明する（同6項）。

採択された実施規則はEUの官報に掲載され（同7項）、実施規則案及び採択された実施規則は欧州議会にも通知する（同8項）。理事会が実施法を採択した場合、委員会はその旨を当該第三国に通知するとともに、経済的威圧を直ちに停止するよう要請する（同9項）。同様に、理事会が損害賠償請求に関する実施規則を採択した場合も、委員会は、第三国に対して合理的な期間内にEUが被った損害を回復するよう要請する（同10項）。

6. 第三国への関与

第5条に基づく実施規則が採択された後、委員会は、経済的威圧の停止や損害賠償を得ることを目的として、威圧を行った第三国との協議のための十分な機会を提供しなければならない。協議の課程においては、(a) 直接交渉、(b) 国際的な裁定の活用、(c) 第三者による仲介（mediation）、調停（conciliation）又は周旋（good offices）といった選択肢を検討することができる（第6条1項）。また欧州理事会への諮問を条件として、委員会は関連する国際フォーラムで問題提起をすることにより、経済的威圧の停止の獲得を模索する（同2項）。仮に「EU対応措置（後述）」が採択された場合でも、当該措置を一時停止する可能性とあわせ、第三国と協議する可能性を排除してはならない（同3項）。

7. 国際協力

委員会は、理事会への諮問を条件として、経済的威圧を停止させるべく、本規則に基づく手続きを不当に遅らせないような態様で、同一又は類似の威圧の影響を被った第三国若しくはその他関心を有する第三国と協議又は協力する。具体的には、(a) 経済的威圧への対応に関する情報と経験の共有、(b) 関連する国際フォーラムにおける協調、(c) 経済的威圧への対応に関する協調が含まれる（第7条）。

8. 欧州連合対応措置（Union response measure）

委員会は、(a) 本規則第5条及び第6条に基づく措置が、合理的な期間内に経済的威圧の停止、及び（要求された場合には）損害賠償に結びつかず、(b) 対応措置の採用がEU及び加盟国の利益と権利を保護するために必要であり、(c) 対応措置の採用が第9条に規定されたEUの利益となる、という3条件のすべてが満たされる場合、実施規則によりEU対応措置を採択する。採択にあたっては、本規則第18条2で定められた手続きに従う。経済的威圧は停止されたが、請求した損害が完全に賠償されていない場合、本条1項(b)の条件が満たされている否かの評価を行う（第8条1項）。

委員会は、本規則附属書Iに記載された措置の中から適切な対応措置を選択する。実施規則において、委員会は、前項の条件が満たされている理由及び第11条の基準に照らして対応措置が適切である理由を示さなければならない（同2項）。

EU対応措置は、(a)（第三国全体に対する）一般的な適用措置、又は(b)欧州連合の機能に関する条約第207条（共通通商政策の対象）に該当する活動に従事し、若しくはその可能性があり、当該第三国政府とつながり若しくは関連のある特定の法人若しくは自然人に適用される措置として採用される。一般的な適用措置は、第三国の特定分野、地域又は事業者にのみ影響を及ぼすよう設計することもできる（同3項）。

第三国措置が国際違法行為である限りにおいて、EU対応措置は第三国に対する国際義務の不履行となるような態様で構成できる（同4項）。なお委員会は、経済的威圧に対応するにあたり、EU対応措置と本規則以外のEUの法令に基づき採択するその他の措置との調整を確実に行う（同5項）。

本条第1項の実施規則は、原則として、採択日から3ヶ月以内の適用猶予期間（deferred date of application）を規定する（同6項）。実施規則が採択された場合、委員会は、その旨を第三国に通報し、(a) 経済的威圧の停止と、要請がある場合にはEUが被った損害の回復を要

求し、(b) 解決策に関する交渉を申し出、(c) 経済的威圧が停止され、(要請がある場合には) 損害が賠償されない限り、EU 対応措置は適用されることを通報する(同7項)。

第6項の猶予期間の満了以前に経済的威圧が停止したこと、又は停止するための具体的措置を取ったこと、及び適切な場合にはEUの損害を回復させたことに関する信頼できる情報を得た場合、官報にその旨を通知したうえで、実施規則の猶予期間をさらに延期する(同第8項)。対応措置に関する実施規則の適用日以前に第三国が威圧を停止し、かつEUの損害を回復させた場合、委員会は第18条2項に定める手続きにしたがい、当該実施規則を廃止する実施規則を採択しなければならない(同第9項)。

なお、EU又は加盟国の権利及び利益、とりわけEU対応措置の有効性を維持するために必要な場合には、第1項の実施規則は、第7項(a)又は(b)の規定に従って第三国に通知することなしに対応措置を適用することができる(同第10項)。また第6項及び第8項の規定にかかわらず、威圧の態様が貿易投資に影響を及ぼす措置を採用するとの「脅し」によるものである場合、第1項の実施規則は当該第三国措置が適用される日から実施され、当該実施日を官報に掲載する(同第10項)。

9. 欧州連合の利益の決定

EU対応措置の実施、一時停止、修正又は終了にかかるEUの利益の決定は、利用可能なすべての情報に基づき、多様な利益が考慮されなければならない。そうした利益には、EU及び加盟国が経済的威圧から解放されて正当な主権的選択を行う能力の維持、当該事案に固有のEU又は加盟国のその他すべての利益、川上及び川下産業を含むEUの経済事業者の利益、並びに威圧及びEU対応措置の影響を受ける可能性のあるEUの消費者の利益が含まれる(第9条)。

10. 特定の自然人又は法人に対する欧州連合対応措置の適用条件

本規則第8条3項で規定される特定の法人又は自然人とは、以下の場合、「第三国政府とつながり又は関連がある」と見なされる。すなわち、(a) 当該特定法人の株式全体の50%を当該第三国政府が所有し、当該法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接的に行使し、若しくは当該法人の取締役の過半数を任命する権限等を有する場合、(b) 当該自然人が当該第三国政府がサプライヤー若しくはバイヤーの数を一社程度に制限している分野で事業を営んでおり、当該第三国政府が法律上若し

くは事実上付与している排他的若しくは特別な権利若しくは特権によって利益を得ている場合、若しくは当該第三国政府が競争を防止、制限若しくは歪曲する慣行を行使することを直接・間接的に許可している場合、又は(c) 当該法人若しくは自然人が、当該第三国政府を代表して、若しくはその指示若しくは統制のもとで実質的に行動している場合である(第10条1項)。

委員会は、自然人又は法人が本規則第8条3項(b)に定める基準に該当すると信じるに足る理由があり、対応措置の採用を検討している場合、当該自然人又は法人に対して(a) 委員会がその基準に該当すると決定する理由、(b) 検討されている対応措置、及び(c) 当該自然人又は法人が合理的な期間内に意見を提出できる可能性について通知する(同第2項)。通知の手段は、官報への掲載又は関係者への直接通知とし、委員会は他の利害関係者にも意見を提出する機会を提供する(同第3項)。また本条の目的のために、委員会は、加盟国に情報提供を求めることができる(同第4項)。

本規則第8条3項(b)に規定する自然人又は法人に対する対応措置の採択後、新たな証拠が委員会に提出された場合、委員会は引き続き同規定の基準を満たしているか否かを検討し、その旨を関係者に通知する(同第5項)。

11. 欧州連合対応措置の選択及び設計の基準

EU対応措置は、経済的威圧の重大性(gravity)、EU又は加盟国への経済的影響、EU及び加盟国の権利を考慮し、均衡が取れており、かつEUに対する損害の程度を超えないものとする(第11条1項)。

委員会は、適切な情報に基づき、第2条2項の基準、第9条のEUの利益の決定、EUの共通外交・安全保障政策に従った関連措置、及び以下の基準を考慮して、適切な対応措置を選択し、設計する。すなわち、(a) 経済的威圧の停止、及び要請がある場合にはEUに対する損害賠償を引きだす上での有効性、(b) 財やサービスの代替的な供給源の入手可能性など、EU対応措置の影響を受ける関係者、並びに雇用及び地域開発政策への影響を含むEU又は加盟国の投資環境への悪影響の回避又は最小化、(c) EU又は加盟国におけるイノベーション及び知識経済の促進手段としての知的財産権保護を通じた経済成長及び雇用の促進に対する悪影響の回避又は最小化、(d) 経済的威圧の影響を受けたEU経済事業者の救済可能性、(e) EU対応措置がEUの政策又は目的に及ぼす悪影響の回避又は最小化、(f) EU対応措置の適用における不均衡な行政負担とコストの回避、(g) 同一又は類似の経済的威圧の影響を受けた第三国が制定した対応措置の存在及び性質、並びに(h) 国際法で定めら

れた関連する基準である。このうち、EU 対応措置を選択する際、委員会は上記 (a) 及び (b) の基準を優先させる (同条 2 項)。

一方、特定の自然人又は法人に対する認可、登録、ライセンスその他の権利付与手続きに影響を及ぼす対応措置を選択、設計する場合、委員会は以下の順序で検討を行う。すなわち、はじめに (a) 第 8 条 1 項で規定された実施規則の発効後に開始された特定の自然人又は法人に対する手続きに影響を及ぼす措置、次いで (b) 当該実施規則の発効時点でまだ完了していない手続きに影響を及ぼす措置の順である。これらのいずれも実現可能でない場合、EU 域内の川上・川下産業や消費者への影響や実効性を踏まえたうえで、他の対応措置を検討することができる (同条 3 項)。

本規則の目的達成のために必要な場合、委員会は、EU への対内直接投資又はサービス貿易のアクセスに影響を及ぼす EU 対応措置を採択できる。この措置は、EU 域内に設立され、第三国の自然人又は法人が所有又は支配するひとつ以上の法人が EU 域内で供給するサービス又は実施した投資に適用される。委員会は、サービス貿易又は直接投資に影響を及ぼす対応措置を実施しないことで本規則の目的を効果的に達成できなくなる場合、当該 EU 対応措置を採択できる。その際には、(a) EU 対応措置が標的とする分野のサービス貿易及び直接投資のパターン、及びその他の手段による対応措置が第三国によって回避又は迂回されてしまうリスク、(b) 経済的威圧の停止及び EU に対する損害賠償を獲得するために、これらサービス貿易又は直接投資に関する対応措置が有効に機能する可能性、並びに (c) 経済的威圧の停止及び EU への損害賠償を獲得でき、合理的に利用可能であり、サービス貿易や直接投資の措置よりも制限的でない代替措置の存在を考慮する。また第 8 条 1 項の規定も遵守しなければならない (同条 4 項)。

12. 欧州連合対応措置の変更、一時停止、終了

委員会は、経済的威圧、EU 対応措置の有効性、及びそれらが EU の利益に及ぼす影響につき、常に検討を加える (第 12 条 1 項)。

第三国が経済的威圧を一時停止 (suspend) した場合、委員会は、第三国が一時停止している間、EU 対応措置の適用を一時停止する。第三国と EU 又は加盟国が当該問題を拘束力のある国際的な第三者裁定に付し、当該威圧を一時停止することにつき合意した場合、委員会は裁定手続きの間、EU 対応措置の適用を一時停止する。裁定判断 (adjudication decision) 又は第三国との和解が第三国による履行を必要とする場合、委員会は第三国が当該裁定判断又は和解の履行を実施していることを条件

に、EU 対応措置の一時停止を中断する。このほか EU 利益に照らして必要な場合には、EU 対応措置の適用を一時停止又は再開する。こうした一時停止又は再開は、実施規則によって行われる (同 2 項)。

EU 対応措置の内容に関して追加の調整が必要な場合、又は第三国による反応を含む何らかの進展があった場合、委員会は適宜実施規則によって対応措置を修正する (同 3 項)。

委員会は、以下のいずれかに該当する場合、EU 対応措置を終了させる。すなわち、(a) 第三国が経済的威圧を停止し、損害を賠償した場合、(b) 要求された損害は賠償されていないが、第三国が経済的威圧を停止しており、対応措置を維持することが本規則の目的を達成する上で必要でない場合、(c) 相互に合意した解決策に達した場合、(d) 国際的な第三者裁定において EU 対応措置の終了が要求された場合、又は (e) EU の利益に照らして EU 対応措置を終了させることが適切である場合である。なお、委員会は実施規則によって EU 対応措置を終了させる (同 4 項)。十分に正当な緊急上の理由がある場合、委員会は、EU 対応措置を一時停止又は修正するための実施規則を直ちに採択する (同 5 項)。

13. その他

本規則のその他の条文では、EU 対応措置に関する情報収集 (第 13 条)、経済的威圧に関する窓口の一本化 (第 14 条)、守秘義務 (第 15 条)、原産地規則と国籍要件 (第 16 条)、委任事項の行使 (第 17 条)、委員会の手続き (第 18 条)、報告とレビュー (第 19 条)、発効 (第 20 条) について規定されている。

第 3 節 第 8 条に基づく欧州連合対応措置 (附属書 I)

本規則第 8 条 2 項によると、委員会は、本規則附属書 I に記載された措置のなかから適切な対応措置を選択する、と規定している。本規則附属書 I では、採用可能な EU 対応措置として以下のものが記載されており、いずれも必要に応じて国際義務の不履行となるような態様の措置も含むとされている。この点については、本規則第 8 条 4 項でも別途明文化されている。

関税の引上げ若しくは新規賦課 (MFN 税率以上のものを含む)、又は追加的な輸出入課徴金の導入 (第 1 項)、割当や許可など輸出入制限措置の導入・厳格化 (第 2 項)、貨物通過の自由の制限 (第 3 項)、当該第三国の物品、サービス、供給者を政府調達から排除することを含む、政府調達における入札手続きの権利に関する制限措置 (第 4 項)、サービス貿易に影響を及ぼす措置の導入

(第5項)、EUへの対内直接投資に影響する措置の導入(第6項)、当該第三国の国民である権利者に対する知的財産保護の制限(第7項)、銀行及び保険など金融サービスの活動に対する制限(第8項)、化学物質に関するEUの規制の強化(第9項)、EUの衛生植物検疫措置に関する制限の強化(第10項)。

なお、本規則の前文パラグラフ25では、経済的威圧を停止させるための対応の一環として、例えばEUが拠出する研究プログラムへの参加を制限することなど、本規則「以外」の法的文書に基づく措置を採択できるとしている。これに関連して、本規則第8条5項では、委員会が附属書Iに記載されるEU対応措置と、その他の法令に基づき採択される(威圧対応のための)措置との調整を行う、と定めている。

なお、EUの対応措置が「損害賠償請求の手段」として一般的に位置づけられているか否かは必ずしも定かではない。一方、本規則第11条4項では、経済的威圧の停止及びEUに対する損害賠償を得るためにサービス貿易又は直接投資に関する対応措置を適用することを前提とした規定が存在することから、少なくともこれらの措置については、損害賠償を得るために適用することが想定されていると思われる。

第4節 結語

本稿では、経済的威圧への対応を目的とした世界初の集団的自衛メカニズムともいえるEUのACI規則について、その主要規定を概観した。

本稿の主たるファインディングは以下の通りである。第一に、ACIが導入された背景には、関税同盟であるEUは共通外交安全保障政策及び共通通商政策を採用していること、したがって経済的威圧に対して特定加盟国が単独で対応することは、有効性の観点のみならず、制度的な観点からも困難であることが関連している。

第二に、ACIは一定の条件のもと、EUが自身の国際義務に整合的でない態様で経済的威圧に対する対応措置を採用することを想定し、認めている。これは経済的威圧それ自体が国際違法行為であること、国家責任条草案

案は、一定の条件のもと、被害国が国際違法行為に対して国際義務に違反するような態様で対抗措置を発動する権利を認めていること、及び国家責任条草案は国際慣習法であり、EUと第三国との関係を拘束するものであるとの考え方に基づいている。

第三に、威圧を行った第三国に対して関税引上げなどの対応措置を発動するハードルは必ずしも低くない。各種の情報収集を行い、威圧の存在に関する決定を行い、協議や協力が威圧の停止や損害賠償に結びつかない場合、EU域内の企業や消費者に悪影響を与えないような態様で、EUが被った損害との均衡性に留意しつつ、措置を採用する必要がある。

これらの条件をすべて満たすような対応措置が威圧を停止させる上で有効に機能するか否かについては、今後の動向を注視する必要がある。同時に、EUが国際義務違反となるような態様で対応措置を発動した際、威圧国側がWTO違反として申立を行う可能性もある。こうした状況に陥った際、WTOの紛争解決機関がどのような判断を下すのかについても、注目されるところである。

参考文献

- European Union (2023) "REGULATION (EU) 2023/2675 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 November 2023 on the protection of the Union and its Member States from economic coercion by third countries." Official Journal of the European Union (2023/2675). Available at: https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202302675.
- McLean, Elena V. (2021) Economic Coercion. In Pevehouse, J.C.W., & Seabrooke, L. (eds.) *The Oxford Handbook of International Political Economy*: Oxford University Press.
- 久野新 (2023) 「中国の経済的威圧：事例からみる傾向と含意」寺田貴 (編) 『インド太平洋地経学と米中覇権戦争：国際政治における経済パワーの展開』(第5章) 彩流社。